

# 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 香川県内第17号 (平成24年7月6日認定決定)

## 株式会社宮脇書店 (高松市)



企業が次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定し、一定の要件を満たした場合に、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けると、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺、ホームページ、求人広告等に使用することができます。

### 計画期間中の主な取組

◆労働者数1,643人(うち女性1,119人)

◆計画期間 平成22年4月1日から平成24年3月31日

#### [両立支援に関する制度]

- 育児休業は子が2歳に達するまでを限度として、一子につき2回まで育児・介護休業法で定める事情がある場合以外でも取得できます。
- 育児のための所定外労働の免除と育児短時間勤務制度は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が取得できます。
- 子の看護休暇は、半日単位で取得できるようにしています。

#### [男性社員の育児休業等の制度利用促進]

- ポスターを作成し、各店舗内に掲示して男性の育児休業取得促進のための広報を実施しました。

#### [所定外労働削減のための取組]

- 各店舗の残業時間の実態を把握し、定期的に人員の配置や勤務体制の見直しを行い、残業時間削減に取り組みました。

#### [育児休業取得状況]

- 計画期間中に出生した女性従業員5人全員と、男性従業員1人が育児休業を取得しました。

#### 企業からひとこと

女性社員が多いため、以前から、法以上の育児・介護休業規程の必要性を感じていました。男性の育児休業についての周知の時期にイクメンブームが起こり、職場での理解も進んだように思います。未来の読者を育てる意味でも、会社として積極的に取り組みました。



男性育児休業取得者とお子さん

一般事業主行動計画の取組・認定申請等については、

香川労働局雇用均等室(TEL087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎

香川労働局 ホームページ <http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>